

# 令和8年度 後閑小学校 跡地利活用に関するアンケート調査 ご協力のお願い

日頃から市政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

本市では、玉野市立小中学校適正規模・適正配置計画に基づき、小中学校の再編を進めています。学校再編に伴い生じる跡地は、本市にとって貴重な財産であることから、まちの活性化や地域課題解決の観点からどのように利活用を行っていくか、早期に検討していく必要があります。

そのため、市では、学校跡地の利活用に関する基本的な考え方や留意点、検討の進め方などを明らかにした学校跡地利活用基本方針を策定しており、現在、この方針に基づきながら利活用の検討を行っています。この検討に当たっては、学校がこれまで地域活動の場所として活用されてきたことなどを踏まえ、地域住民のみなさまの意見もお伺いしながら進めていく必要があると考えています。

今回、令和9年3月31日をもって閉校となる後閑小学校の跡地利活用に対するみなさまの考え方などを把握するため、アンケート調査を実施する運びとなりました。

本アンケート調査の結果は、学校跡地の利活用に対する地域の意向を映すものとして、今後の検討を進める上で活用させていただきます。

ご多忙の折にお手数をおかけいたしますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。

令和8年10月

玉野市長 柴田 義朗

## <回答方法>

①または②のどちらか一つの方法でご回答ください。(重複回答はできません)  
回答内容はすべて統計データとして処理し、個人が特定されることはありません。

### ① スマートフォンなどから回答する(所要時間3～10分程度)

下のURL又は右の二次元コードから「玉野市電子申請サービス」にアクセスし、「利用者登録せずに申し込む方はこちら」を選んでご回答ください。

<URL:[https://apply.e-tumo.jp/city-tamano-okayama-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=62624](https://apply.e-tumo.jp/city-tamano-okayama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=62624)>



### ② この調査票(紙)に記入して市役所(政策企画課)又は山田市民センターに提出する

- ・筆記用具の種類は問いません。
- ・調査票に、お名前やご住所を記入する必要はありません。



© いいひみさいず

## <回答期限>

令和8年12月18日(金)までにお願いします。

## <お問い合わせ先>

玉野市役所 政策企画課 〒706-8510 玉野市宇野1-27-1

電話:32-5505 電子メール:seisaku@city.tamano.lg.jp

■あなたご自身について

問1 次の各項目ごとに、あてはまるものの番号に○印を付けてください。

|              |                                                                          |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------|
| ①性別          | 1 男<br>2 女<br>3 その他<br>4 回答しない                                           |
| ②年代<br>※回答時点 | 1 10代以下<br>2 20代<br>3 30代<br>4 40代<br>5 50代<br>6 60代<br>7 70代<br>8 80代以上 |
| ③居住地域        | 1 後閑小学校区内<br>2 後閑小学校区外 ⇒ ( _____ 小学校区)<br>※下表を参考に記入してください。               |

<参考 小学校区>

| 小学校  | 区域(丁目)                                                                                                        |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 田井   | 田井1丁目、田井2丁目、田井3丁目、田井4丁目、田井5丁目、田井6丁目                                                                           |
| 築港   | 築港1丁目、築港2丁目、築港3丁目、築港4丁目、築港5丁目、石島                                                                              |
| 宇野   | 宇野1丁目、宇野2丁目、宇野3丁目、宇野4丁目、宇野5丁目、宇野6丁目、宇野7丁目、宇野8丁目                                                               |
| 玉    | 玉1丁目、玉2丁目、玉3丁目(6番、8番を除く)、玉4丁目、玉5丁目、玉6丁目、奥玉1丁目、奥玉2丁目、奥玉3丁目                                                     |
| 玉原   | 玉原1丁目、玉原2丁目、玉原3丁目、長尾(1588番地から1609番地まで)                                                                        |
| 日比   | 玉3丁目(6番、8番)、和田1丁目、和田2丁目、和田3丁目、和田4丁目、和田5丁目、和田6丁目、和田7丁目、御崎1丁目、御崎2丁目(1番から8番まで)                                   |
| 第二日比 | 御崎2丁目(9番から34番まで)、向日比1丁目、向日比2丁目、羽根崎町、明神町、深井町、日比1丁目、日比2丁目、日比3丁目、日比4丁目、日比5丁目、日比6丁目、日比7丁目、渋川1丁目、渋川2丁目、渋川3丁目、渋川4丁目 |
| 荘内   | 東高崎、東紅陽台1丁目、東紅陽台2丁目、宇藤木、用吉、木目、小島地、広岡、滝、永井、長尾、迫間、槌ヶ原                                                           |
| 八浜   | 八浜、波知、見石、東七区(300番以上)                                                                                          |
| 大崎   | 大崎、南七区、東七区(1番から299番まで)                                                                                        |
| 後閑   | 後閑、大藪、沼(205番から1024番まで)                                                                                        |
| 山田   | 山田、沼(1番から204番まで)、東野崎                                                                                          |
| 胸上   | 西田井地、東田井地、梶岡、胸上                                                                                               |
| 鉾立   | 上山坂、下山坂、北方、番田                                                                                                 |

※都市計画法や建築基準法に基づき、対象地ごとに建築等の制限がありますが、それらの制限を考慮せずにご回答ください。

- 3 -